



介護保険料の減免制度をお知らせします

【問い合わせ】
新館長寿福祉課(☎41-3578)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、介護保険料の一部または全額の免除を受けることができます。

■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少が前年比で30%以上見込まれる世帯…右記の[表1]で算出した対象保険料額に[表2]の減免割合を乗じた額

※②の場合には一定の要件があります

[表1]

| | |
|---|--|
| 対象保険料額=A×B÷C | |
| A…第1号被保険者の保険料額 | |
| B…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の減少が見込まれる収入などに係る前年所得金額 | |
| C…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の前年合計所得金額 | |

[表2]

| 前年合計所得金額 | 減免割合 |
|----------|-------|
| 200万円以下 | 全部 |
| 200万円超 | 10分の8 |

申請を希望する場合は、事前に新館長寿福祉課(☎41-3578)にご相談ください

◆ ◆ ◆ ◆ みんなで支える介護保険 ◆ ◆ ◆ ◆

介護保険は、介護を必要とする本人やその家族が抱えている不安・負担を社会全体で支え合うための社会保障制度です。その財源は、40歳以上の人が納める保険料と、市や国などが負担する公費(税金)で賄われています。

■本年度の介護保険料

▷65歳以上の人(第1号被保険者)

65歳以上の介護保険料は下表のとおりです。
※第1～第3段階の人は、昨年度の保険料軽減により、本年度の保険料がさらに減額となります。第4～11段階の人の保険料は変更ありません

▷40～64歳の人(第2号被保険者)

40～64歳の介護保険料は、加入している医療保険の保険料に含まれ、その算定方法は医療保険ごとに異なります。

■介護保険料の納め方

特別徴収と普通徴収の二つの納付方法があります。

●本年度変更となる65歳以上の人の介護保険料(年額)

| 所得段階 | 対象者 | 負担割合 | 年額保険料 |
|------|---|----------|---------|
| 第1段階 | 生活保護受給者および老齢福祉年金受給者、または住民税非課税世帯(前年の課税年金収入などが80万円以下) | 基準額の0.25 | 17,900円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税 住民税非課税世帯(前年の課税年金収入などが80万円超～120万円以下) | 基準額の0.4 | 28,600円 |
| 第3段階 | 住民税非課税世帯(前年の課税年金収入などが120万円超) | 基準額の0.7 | 50,100円 |

▷65歳以上の人(第1号被保険者)

・特別徴収(年金からの天引き)

年金が年額18万円以上の人は原則として特別徴収となります。保険料は年金支払い月(年6回)に天引きされます。

・普通徴収(納付書や口座振替での納付)

特別徴収にならない人は、7月中旬に発送する納付書により納付いただきます。納付場所は市内各金融機関やコンビニエンスストア、ゆうちょ銀行(郵便局)、本館収納課、各総合支所税務会計係など。納期は年7回で、第1期の納期限は7月31日(金)です。
口座振替による納付を希望する人は、市内金融機関にお申し込みください。

▷40～64歳の人(第2号被保険者)

加入している医療保険料の保険料と併せて納めます。

【問い合わせ】 新館長寿福祉課(☎41-3578)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)



個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の徴収猶予の特例制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などの収入に相当の減少があった人は、「市税の徴収猶予の特例制度」を利用することができます。徴収猶予に係る担保は不要で延滞金もかかりません。

■対象となる人 次の要件を全て満たす納税者・特別徴収義務者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降、1カ月以上の任意の期間で、事業などの収入が前年同期に比べ、おおむね20%以上減少している場合
 - 一時に納付し、または納入が困難な場合
- ※上記の判断は、今後半年程度の事業資金の調達状況などを考慮します

■対象となる市税 ▶個人市県民税▶法人市民税

▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯税▶国民健康保険税のうち、令和3年1月31日までに納期限が到来するもの

■徴収猶予期間 1年間

■申請期限 税の種類ごとに定められている納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)

■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な場合は口頭で確認します)を添えて、本館収納課(〒025-8601 花城町9-30)へ郵送で提出してください。

*e L T A Xによる申請も可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください

【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

市税の徴収猶予の特例制度

納期限が7月31日となっている下記の市税は申請期限が7月31日です

令和2年度分…固定資産税第2期、国民健康保険税第1期



中小企業者・小規模事業者が対象 令和3年度の固定資産税が軽減されます

【問い合わせ】
本館資産税課(☎41-3529)

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者または小規模事業者が保有する建物や設備の固定資産税が軽減されます。

■対象 次のいずれかに該当する事業者

- 個人事業者の場合…常時使用する従業員の数が1,000人以下
- 法人事業者の場合…①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人②資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下(大企業の子会社を除く)

■要件・軽減率 2月～10月の期間で、任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期比で次の

減少率となっていること

▷30%以上50%未満の減少…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の2分の1を減額

▷50%以上の減少…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の全部を減額

■申請期間 令和3年1月中を予定

■国の固定資産税などの軽減相談窓口

☎0570-077322(月～金曜日、午前9時30分～午後5時)

*申請書様式などは、国で現在調整中です。詳しくは、軽減相談窓口にお問い合わせください

固定資産税に係る「納税猶予」と「軽減措置」を活用した場合の令和3年度における納税額の考え方

①任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の合計額

②任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%以上50%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和

3年度分の土地分および2分の1に軽減された事業用家屋分と償却資産分の合計額

③任意の連続する3カ月間の収入の減少率が50%以上の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分の合計額